

令和 2 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人 仙台市手をつなぐ育成会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

職員の退職金の支給に備えるため、退職給付引当金を計上している。

(1) 一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会退職共済制度掛金額

(2) 独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度未加入期間の支給額

- ・賞与引当金

支給見込額の当事業年度額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

4. 法人で採用する退職給付制度

職員の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度及び一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

(1) 社会福祉事業

① 本部拠点

ア 法人本部

イ 更生相談事業

② 障害福祉サービス事業大野田はぎの苑拠点

ア 障害福祉サービス事業大野田はぎの苑(生活介護)

③ 障害福祉サービス事業ホープすずかけ拠点

ア 障害福祉サービス事業ホープすずかけ(生活介護)

イ 障害福祉サービス事業ホープすずかけ(就労継続支援B型)

④ 障害福祉サービス事業工房しらかば拠点

ア 障害福祉サービス事業工房しらかば(生活介護)

⑤ 障害福祉サービス事業こぶし拠点

ア 障害福祉サービス事業こぶし(生活介護)

⑥ 障害福祉サービス事業ワーキングギルド花梨拠点

ア 障害福祉サービス事業ワーキングギルド花梨(生活介護)

イ 障害福祉サービス事業ワーキングギルド花梨(就労継続支援B型)

⑦ 障害福祉サービス事業工房けやき拠点

ア 障害福祉サービス事業工房けやき(生活介護)

法人名 : 社会福祉法人 仙台市手をつなぐ育成会

- ⑧ 障害福祉サービス事業工房かやの実拠点
 - ア 障害福祉サービス事業工房かやの実(就労継続支援B型)
- ⑨ 障害福祉サービス事業くるみの木拠点
 - ア 障害福祉サービス事業くるみの木(就労継続支援B型)
- ⑩ 障害福祉サービス事業とちのき拠点
 - ア 障害福祉サービス事業工房とちのき(生活介護)
- ⑪ 障害福祉サービス事業ワークスもくれん拠点
 - ア 障害福祉サービス事業ワークスもくれん(就労継続支援B型)
- ⑫ 障害福祉サービス事業コキア拠点
 - ア 障害福祉サービス事業コキア(就労継続支援A型)
 - イ 障害福祉サービス事業コキア(就労継続支援B型)
- ⑬ 障害福祉サービス事業サポートはぎ拠点
 - ア 特定相談支援事業
 - イ 障害児相談支援事業
 - ウ 一般相談支援事業
 - エ 委託相談支援事業
 - オ 障害福祉サービス事業サポートはぎ(短期入所)
- ⑭ 障害児通所支援事業おり～ぶ上野山拠点
 - ア 障害児通所支援事業おり～ぶ上野山(放課後等デイサービス・児童発達支援)
- ⑮ 障害児通所支援事業おり～ぶ五橋拠点
 - ア 障害児通所支援事業おり～ぶ五橋(放課後等デイサービス・児童発達支援)
- ⑯ 障害児通所支援事業おり～ぶ太白拠点
 - ア 障害児通所支援事業おり～ぶ太白(放課後等デイサービス)
- ⑰ 障害児通所支援事業おり～ぶ鉤取拠点
 - ア 障害児通所支援事業おり～ぶ鉤取(放課後等デイサービス)
- ⑱ 障害福祉サービス事業障害者福祉センター拠点
 - ア 障害福祉サービス事業太白障害者福祉センター(生活介護)
 - イ 障害福祉サービス事業太白障害者福祉センター(自立訓練)
 - ウ 障害福祉サービス事業宮城野障害者福祉センター(生活介護)
 - エ 障害福祉サービス事業宮城野障害者福祉センター(自立訓練)
- ⑲ 障害福祉サービス事業ヘルパーステーションコスモス拠点
 - ア 障害福祉サービス事業ヘルパーステーションコスモス(居宅介護)
 - イ 障害福祉サービス事業ヘルパーステーションコスモス(重度訪問介護)
 - ウ 障害福祉サービス事業ヘルパーステーションコスモス(行動援護)
 - エ 障害福祉サービス事業ヘルパーステーションコスモス(同行援護)
 - オ 移動支援事業ヘルパーステーションコスモス
- ⑳ 障害福祉サービス事業仙台ふきのとう拠点
 - ア 障害福祉サービス事業仙台ふきのとう(共同生活援助)
- (2) 公益事業
 - ① 環境業務受託事業拠点
 - ア 環境業務受託事業
 - ② サポートはぎ拠点
 - ア 家族支援等推進事業
 - イ 障害児等療育支援事業
 - ウ サポートはぎ診療所

6.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	62,796,557	0	0	62,796,557
建物	752,325,328	0	48,012,966	704,312,362
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	818,121,885	0	48,012,966	770,108,919

7.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 基本金の取崩額
 - 該当する事項はない。
- (2) 固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩額
 - 該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 仙台市手をつなぐ育成会

8.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	62,796,557円
建物（基本財産）	231,157,681円
計	293,954,238円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	86,958,000円
計	86,958,000円

9.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,575,645,557	871,333,195	704,312,362
建物	0	0	0
構築物	47,251,459	39,186,471	8,064,988
機械及び装置	7,467,265	7,411,011	56,254
車輛運搬具	59,178,061	53,360,562	5,817,499
器具及び備品	89,056,958	83,035,399	6,021,559
有形リース資産	28,826,388	15,248,607	13,577,781
合 計	1,807,425,688	1,069,575,245	737,850,443

10.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	250,544,898	0	250,544,898
合 計	250,544,898	0	250,544,898

11.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

12.関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13.重要な偶発債務

該当する事項はない。

14.重要な後発事象

該当する事項はない。

15.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	999,485	1,133,674
1年基準により長期前払費用から振り替えられた額	488,042	488,041
貸借対照表計上額	1,487,527	1,621,715